

[資料5]

あはき療養費の受領委任制度について

あはき療養費の受領委任制度について

はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧について、施術所等が患者等に代わって療養費の支給申請を行う「受領委任制度」が導入され、平成31年1月1日から取り扱いが開始されました。

この制度の目的は、施術者と地方厚生（支）局及び都道府県知事が受領委任の契約を締結することにより、患者の施術料支払や療養費請求手続に係る負担を軽減し、施術者の保険者等への療養費請求手続を明確にし、必要に応じて地方厚生（支）局及び都道府県が施術者や開設者に対して指導監督を行うことにより、療養費の不正または不当な請求への対応を行うものです。

制度への参加やその時期については、保険者ごとの判断とされていますが、本広域連合では、平成31年4月1日から受領委任制度へ参加します。

周知につきましては、施術者が受領委任の取扱いを行う場合には、あらかじめ地方厚生局に受領委任の申出に係る書類を提出し、承諾を受ける必要があることから、支給決定通知時に別添のチラシを同封し周知をしています。

（参考）山口県後期高齢者医療広域連合の療養費の状況

	あんま・マッサージ		はり・きゅう		柔道整復	
	件数	費用額（千円）	件数	費用額（千円）	件数	費用額（千円）
平成20年度	2,393	82,647	2,198	34,214	41,127	491,216
平成21年度	4,119	135,093	3,220	48,441	55,547	641,862
平成22年度	5,214	161,687	3,559	57,873	59,552	665,789
平成23年度	6,538	204,250	3,974	67,677	64,007	692,926
平成24年度	6,821	218,252	4,241	71,167	67,361	691,314
平成25年度	6,600	204,818	3,964	67,122	72,662	730,681
平成26年度	6,752	216,754	4,010	74,335	74,824	727,881
平成27年度	7,318	230,231	4,064	75,204	76,359	712,151
平成28年度	7,713	238,250	4,424	79,655	74,443	690,019
平成29年度	7,914	253,424	4,909	88,775	71,967	652,779

※後期高齢者医療事業年報「第2表都道府県別医療費の状況（7）療養費の状況」より抜粋

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の皆様へ

山口県後期高齢者医療広域連合では、はり、きゅう及びあん摩マッサージ療養費について、受領委任制度の取扱いを平成31年4月1日から開始します。

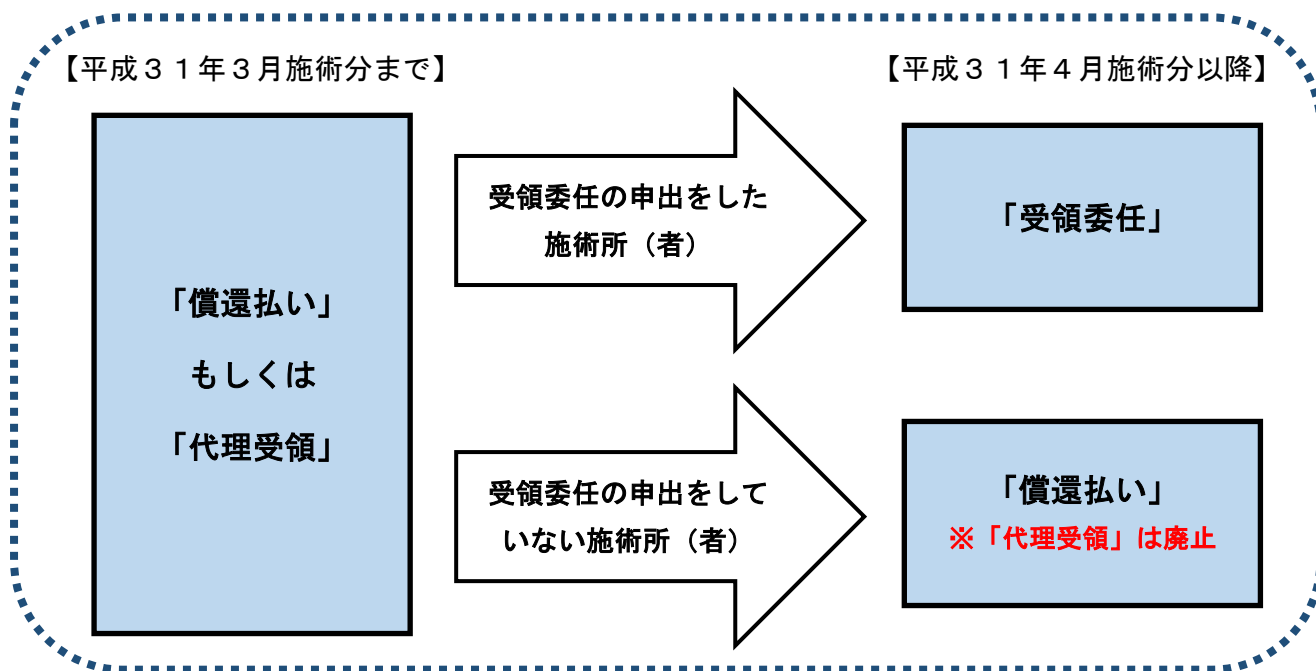
※この制度は厚生労働省通知「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」（平成30年6月12日付保発0612第2号）に基づくものです。

平成31年4月施術分からの取扱いについて

山口県後期高齢者医療広域連合では、平成31年4月施術分から「受領委任による申請」もしくは「償還払い」（被保険者への直接払い）のいずれかの取扱いとなります。

代理受領に関しては、厚生労働省において受領委任制度に参加した保険者が代理受領を認めることは制度の趣旨に沿わないものとされたことから、平成31年3月施術分までの申請に限って取扱いを行います。

したがって、平成31年4月施術分以降、受領委任の申出がない施術所（者）からの申請に関しては、すべて「償還払い」での取扱いとなりますので、ご注意ください。



受領委任の取扱いを希望される場合は、地方厚生（支）局へお早めの申請をお願いします

受領委任の取扱いを希望される施術所の施術者（または出張専門の施術者）の方は、平成31年3月31日までに施術所の所在地（出張専門の施術者の場合は自宅住所）を管轄する地方厚生（支）局へ申請（申出）書類を提出していただきますようお願いします。

（※具体的な手続きについては、各地方厚生（支）局のウェブページをご確認いただき、お問い合わせについては、中国四国厚生局山口事務所（TEL:083-902-3171）となります。）

山口県後期高齢者医療広域連合事務局

TEL 083-921-7113

※既に申請をされた施術所（者）につきましては、重ねて通知しますことを予めご了承ください。

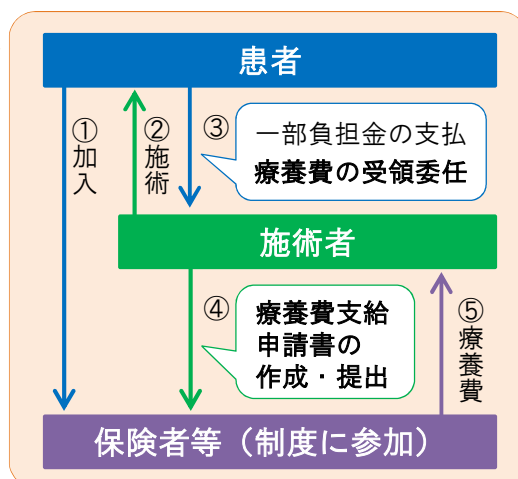
はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の施術所を開設する皆様、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の皆様へ

1 受領委任制度のご案内

はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧について、施術者等が患者等に代わって療養費の支給申請を行う「受領委任制度」が導入されました。
(平成31年1月1日から取扱い開始予定)

制度の仕組み

- 受領委任とは、施術者が、医療保険（療養費）で定める施術を行い、患者等から一部負担金を受け取り、患者等に代わって療養費支給申請書を作成・保険者等へ提出し、患者等から受領の委任を受けた施術者等が療養費を受け取る取扱いです。このような取扱いは、これまで療養費の支給申請先（保険者等）ごとの判断で行われておりましたが、今回、厚生労働省で共通の取扱いとして制度化しました。
- 受領委任の取扱いは、制度に参加する保険者等に関する取扱いです。各保険者等の制度への参加やその時期については保険者等により異なるのでご注意ください。制度に参加する保険者等については、参加する1ヶ月前までに厚生労働省のウェブページに掲載する予定です。



受領委任の取扱いを希望される場合は、地方厚生(支)局へ申請をお願いします

平成31年1月1日から受領委任の取扱いを希望する施術所の施術者（または出張専門の施術者）の方は、平成30年7月2日から平成30年10月31日までの間に地方厚生(支)局へ申請（申出）書類を提出するようお願いします。

※ 具体的な手続きについては、各地方厚生(支)局のウェブページで掲示しておりますので、施術所の所在地（出張専門の施術者の場合は自宅住所）を管轄する地方厚生(支)局のウェブページをご確認ください。

2 同意書の取扱い変更のお知らせ

はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧について、平成30年10月1日から同意書の取扱いが変わります。

主な変更点

- 同意書の様式が変わります。また、6ヶ月（従前は3ヶ月）を超えて引き続き施術が必要な場合は、患者が保険医の診察を受け同意書（文書）の交付を受ける必要があります（変形徒手矯正術は従前どおり）。
- 6ヶ月（変形徒手矯正術は1ヶ月）を超えて引き続き施術が必要な場合、医師と施術者との連携が図られるよう、新たな取扱いとして、施術者は、施術報告書（施術の内容・頻度、患者の状態・経過等）の交付が求められます。交付した場合、その写しを療養費支給申請書に添付のうえ施術報告書交付料を請求することが可能です。

- ①同意書様式の変更
- ②同意期間の変更（3ヵ月→6ヵ月）
- ③文書による再同意
- ④再同意の際の「**施術報告書**」交付（新規）
※施術報告書交付料の請求が可能になります。

【参考】厚生労働省ウェブページ

- ・通知「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/dl/180612-01.pdf>
- ・通知「「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について」
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/dl/180621-06.pdf>